

# 鳥取大学体育会競技スキー部 団体規約

平成 19 年 5 月 31 日

## 第一条（名称）

本会は、鳥取大学体育会競技スキー部と称する。

## 第二条（事務局）

本会は、事務局を鳥取大学体育会競技スキー部部室に置く。

## 第三条（会員）

本会は、次の条件、及び本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

1. 鳥取大学の学生又は院生で、本会の目的に賛同する者。

## 第四条（目的）

本会は、鳥取大学の課外活動の一貫として、スキー技術を通じて体力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 第五条（役員）

本会は、次の役員を置く。

- ・ 部長 1 名 ・ 幹事 若干名 ・ 監事 1 名 ・ 会計 1 名

## 第六条（役員を選出）

部長及び委員は、互選による。

## 第七条

本会に顧問を置く。顧問は鳥取大学職員の中から部長が推薦し、部会で選出する。

## 第八条（役員職務）

1. 部長は、本会を代表し会を統括する。
2. 幹事は、部長に協力し、部の運営を補助する。
3. 監事は、会計を監査する。
4. 会計は、部内の会計をする。

## 第九条（役員任期）

1. 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。

## 第十条（部費）

部を運営するため部員より部費を徴収する。部費金額並びに徴収方法は別途定める。

## 第十一条（入会）

本会に入会するときは、所定の入部申込書に所定事項を記入の上申し込む。

## 第十二条（会議）

本会の会議は次のとおりとする。

1. 部会

第十三条（会計）

本会の経費は、部費・寄付金・補助金・その他の収入をもってあてる。

第十四条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第十五条（他規則）

本会則に定める以外の事項について、会務運営に必要な事項は役員会において定める。

第十六条（改正）

本会則の改正は総会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第十七条（除名）

本会に不適と思われる者は、部会の協議によって除名する。